

1 介護保険サービス費・利用料金は【1か月の合計単位数×10.42×負担割合】円

()内の単位数は要支援1・2に適用*ただし限度額超過分は全額自己負担【合計単位数×10.42】円

□基 本(要支援1・2の方)	加 算
1) 看護師による訪問(1回につき) 要介護度に関係なく滞在時間により4区分 【20分未満】 314単位(303) 【30分未満】 471単位(451) 【30分以上1時間未満】 823単位(794) 【1時間以上1時間30分未満】 1128単位 (1090) 2)リハビリ職による訪問 1回20分につき 294単位(284) 2回40分の場合 上記×2 上記1)2)どちらも1回につきサービス提供体制強化 加算(*) 6単位を加算します。	□初回加算(Ⅰ) 350単位 ・退院または退所した日に初回の訪問看護を行った場合 □初回加算(Ⅱ) 300単位 ・退院または退所した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合 □早朝(6時～8時)と夜間(18時～22時)は 25%、深夜(22時～6時)は50% □緊急時訪問看護加算(Ⅰ) 月1回600単位(*) *緊急時訪問を行った場合、1 回目の緊急訪問には早朝 夜間深夜加算はしない。ただし、2 回目以降については 早朝夜間深夜加算の算定を行う。 □特別管理加算(Ⅰ)月1回500単位(*) ・在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指 導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理を受けて いる状態 ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態 □特別管理加算(Ⅱ)月1回250単位(*) ・在宅酸素療法指導管理を受けている状態 ・在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態 ・在宅自己導尿指導管理を受けている状態 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態 ・在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態 ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態 ・真皮を超える褥瘡の状態 ・点滴注射を週3日以上行う必要がある状態 □看護体制強化加算Ⅰ(要介護者) 月1回550単位 □看護体制強化加算Ⅱ(要介護者) 月1回200単位 ※上記Ⅰ・Ⅱはその月により変わる場合があります。 □看護体制強化加算 (要支援者) 月1回100単位 □長時間訪問看護加算 1回につき300単位 *90 分以上の訪問、ただし特別管理加算対象者 □複数名訪問加算(看+看) 30 分未満 254単位 30 分以上 402単位 □複数名訪問加算(看+補) 30 分未満 201単位 30 分以上 317単位 【複数名訪問加算の該当理由】 ① 利用者の身体的理由 ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等 ③ その他利用者の状況等から①②に準ずると判断 □看護・介護職員連携強化加算 250単位/月 □ターミナルケア加算 2, 500単位 (要介護の方のみ) *死亡日を含む 14 日以内に 2 回以上訪問を行った場合 □退院時共同指導加算 600単位 *病院・施設職員と共同し退院後の療養生活について助 言・指導を行った場合

2 保険外サービス

□ 死後の処置(利用者に限る) ￥10,000(自費) □衛生材料 実費

※キャンセル料:訪問の前日までに連絡が無い場合、上記利用料を100%実費で徴収させていただきます。
ただし、利用者の急変や入院等、やむを得ない場合は徴収いたしません。